

業務説明書（仕様書）

1 委託業務名

横浜市内保育所等の情報紹介サイト作成・運用業務委託

2 事業実施の背景

令和3年12月に設置した「保留児童対策タスクフォース」の分析結果では、希望どおりの保育所等を利用できていない方（保留児童）の申請園数は入所決定者よりも少なく、情報収集や園見学などを通して希望施設をより多く記載してもらえよう「選択肢を増やすための情報発信」が必要であるとの結論を得た。そのためには、市内の保育所等を利用する保護者が、保育所等を気軽に検索し、情報収集や園見学につなげていただけるよう、WEBによる情報発信の強化がより重要となる。

また、市内の保育所等においては、保育人材の確保が困難な状況にあり、市内保育事業者が、保育士養成施設の学生や求職者に、各園の情報や魅力を伝える求人活動の支援が必要である。

これらの取組は、各園の情報や魅力を対象者にわかりやすく発信するという点で共通しているが、情報発信を行うにあたっては、各保育所等が複数の情報を更新することは煩雑であり、園の基礎情報など保護者向け、求職者向け双方に共通する情報は一括で管理するなど、できる限り更新する情報を少なくして、効率的・効果的に利用者の募集と保育士の募集を実施していく必要がある。

3 事業概要

2に掲げた背景を踏まえて、園の基礎情報など保護者向け、求職者向け双方に共通する情報を一括で管理するとともに、これらの情報を利用した保護者向けサイト及び求職者向けサイトをそれぞれ作成・運営する。

あわせて求職者向け情報を活用して求職者に向けてオンライン就職相談会を開催する。

4 業務内容

(1) 園の基礎情報等の管理環境の作成及び運用

保護者向けサイト、求職者向けサイト双方に共通する保育所等の情報について、各保育所等の関係者自身が自らオンライン上で更新することができる環境を作成し運用するとともに、その利用を各保育所等に促す。また希望する園については、動画（ショートムービー）を作成し、これをオンライン上に閲覧できる状態で保管する。

(2) 保護者向けサイトの作成及び運営

(1)の管理環境から保育所等の情報を利用しながら、市内各園の情報が表示されるようにすることで、市内の保育所等の利用を希望する保護者が、自宅や最寄り駅周辺にある園の情報を気軽に検索することができる情報紹介サイトを作成し運営を行う。

(3) 求職者向けサイトの作成及び運営

(1)の管理環境から保育所等の情報を利用しながら、市内各園の情報が表示されるようにすることで、保育士養成施設の学生や求職者が、各園の情報や魅力を知ることができる情報紹介サイトを作成し、運営を行う。

(4) オンライン就職相談会の開催

求職者向け情報を活用して、求職者向けにオンラインによる就職説明会を開催する。

5 業務詳細

(1) 園の基礎情報等の管理環境の作成及び運用

ア 想定掲載園数

約1,500園

契約締結後、横浜市から園のリストを提供する。

イ 掲載園の募集

本事業の募集をチラシ、ホームページ等で行うこと。

ウ 掲載園の申込受付

- ・市内保育事業者から、保護者向けサイト及び求職者向けサイトの掲載申込を随時受け付けるとともに、申込があった際は、横浜市に速やかに連絡すること。
- ・受付時に確認を求める事項やその確認方法など、受付に必要な要件については、受託後速やかに本市と協議・決定し運用するものとする。

エ 掲載情報

各保育所等の掲載内容は概ね以下のとおりとし、詳細は受託後速やかに本市と協議・決定する。

データの種類	データ(項目)数	データの例
プレーンテキスト ・数値データ	50項目以内	園名、法人名、所在地情報、電話番号、園もしくは運営法人のホームページのURL、児童の定員数、開所時間、園の方針、園のPR、年間行事、園の一日、募集情報 等
画像データ	5点程度	施設外観、施設内部、保育内容、一覧表示用サムネイル 等
映像データ	2点以内	施設紹介動画（各概ね1分程度）
ファイルデータ	原則1点	紹介パンフレット（PDFファイルを想定）

オ 情報の更新

- ・掲載申込があった保育事業者の関係者がブラウザから情報を更新できる環境を構築すること
 - ・プレーンテキスト及び数値データの更新についてはウェブ上のフォームから入力により内容を変更できることを原則とする
 - ・画像データ、映像データ、ファイルデータについてはウェブ上に構築したアップローダーから情報を更新できることを原則とする
 - ・各保育所等の掲載内容のうち、保育事業者による更新を認める情報と、これを認めない情報について受託後速やかに協議・決定することとする。保育事業者による更新を認めない情報については委託者から一括してデータを支給する。なお、保育事業者による更新を認めないとした情報について、園から掲載内容変更の申し出があった場合は、迅速に対応すること。
 - ・更新方法については、わかりやすく保育事業者に提示すること
- ※すでに本項目に類する更新環境を運用している場合は、当該環境を本仕様にあわせてカスタマイズすることで、本事業を行うことも可とする。

カ 動画の作成

希望する園については、1園につき、最大で2本まで動画を無償で作成し、これを保護者向けサイト及び求職者向けサイトのどちらでも閲覧可能な状態にすること。なお、作成した動画の著作権は各園を運営する法人または個人に帰属するものとし、著作者人格権はこれを行使しないものとする。

(ア) 動画の仕様について

- ・長さは概ね1分程度とし、園のPRができ、魅力が伝わる内容とすること。
- ・動画の構成については、写真やテロップだけでなく、園が希望する場合は、保育士等が園の魅力を直接伝えるインタビュー映像を入れること。

(イ) 作成について

- ・契約後、速やかに横浜市と動画の構成について協議のうえ、テンプレートとなるサンプル動画を作成し、合意を得ること。
- ・各園には、作成したサンプル動画を提示すること。
- ・各園に写真やインタビュー動画、テロップで挿入する言葉等の提供を求める際には、各園の支援を十分に行うこと。
- ・動画の完成後は、園に動画を提示して、確認を得ること。テロップの修正等、軽微な修正については、原則2回まで応じること。
- ・完成した動画は、遅滞なく閲覧可能な状態にできるようにするだけでなく、各園にも交付すること。

(ウ) 動画の作成数

最低400園以上

(エ) その他留意事項

- ・すでに、動画を所有していて、当事業での動画の作成を希望しない園については、園所有の動画の提供を受け、これを閲覧可能な状態にすること。
- ・動画の作成希望を受け付けてから概ね1か月以内に動画を作成し、閲覧可能な状態にすること。

(2) 保護者向けサイトの作成及び運営

市内の保育所等の利用を希望する保護者が、自宅や最寄り駅周辺にある園の情報を気軽に検索することができる情報紹介サイトを作成し受託者が用意したウェブサーバーにて運営を行う。サイトの作成にあたっては、(1)の管理環境から保育所等の情報を利用しながら、市内各園の情報が表示されるようにすること。なお、すでに本事業内容に類する情報紹介サイトを運営している場合は、当該サイトを本仕様にあわせてカスタマイズすることで、本事業を行うことも可とする。

ア 情報紹介サイト必須構成内容

情報紹介サイトは以下の構成及び機能があることとし、詳細は受託後速やかに本市と協議・決定する。

必要な構成及び機能	説明	備考
トップページ	サイトの入口となるページ	別途、ドメインを用意すること
絞り込み検索機能	検索条件で園を絞り込める機能	(1)の情報を各要素として絞り込みを行う。トップページに機能を配置し、同一ページに検索結果表示欄を設けること
地図生成機能	絞り込み検索に応じ表示内容が変化する地図	地図APIサービス等を用い、トップページに機能を配置すること
各保育所等紹介ページ	(1)の情報を利用して作成された各保育所等の紹介ページ	絞り込み検索の結果表示欄や生成された地図からアクセスできるようにすること
情報紹介ページ	委託者が別途提示する固定コンテンツ	トップページに設けたメニューからアクセスできるようにすること
園見学予約機能	見学を希望する保護者がオンラインで見学を予約できる機能	各保育所等紹介ページからアクセスできるようにすること
情報更新者認証機能	保育事業者が情報の更新を行うために権限の認証をする機能	ID・パスワードを付与しログイン認証を行うことを想定している

イ ドメインの取得

- ・情報紹介サイトは本市のウェブサーバー外となるため、別途、ドメインを取得すること
- ・ドメインはわかりやすいものが望ましい
- ・本事業内容に類似する情報紹介サイトを、ドメインを取得して運営している場合は、当該ドメインのサブディレクトリの使用を認める

ウ 園見学予約機能

- ・特定の保育所等への見学を希望する保護者が、見学を受け付けている具体的な日時をオンラインで確認し、そのまま予約を行える予約管理システムをウェブ上に構築すること
- ・予約管理システムは、予約の確認の際や実際の見学日が近づいてきた際にリマインドをEメール等で行える仕組みを備えること。
- ・保育所等の中には紹介ページに園見学予約機能を付けることを望まない場合等もあるため、各保育所等の固有の状況にあわせ表示内容を変えられるなど、柔軟な仕様とすること。
- ・予約希望者の情報の登録や利用及び管理の詳細は委託後速やかに本市と協議・決定する。

(3) 求職者向けサイトの作成及び運営

保育士養成施設の学生や求職者が、各園の情報や魅力を知ることができる情報紹介サイトを作成し受託者が用意したウェブサーバーにて運営を行う。サイトの作成にあたっては、(1)の管理環境から保育所等の情報を利用しながら、市内各園の情報が表示されるようにすること。

なお、すでに本事業内容に類する情報紹介サイトを運営している場合は、当該サイトを本仕様にあわせてカスタマイズすることで、本事業を行うことも可とする。

また、求職者向けサイトの運営にあたっては、保育所等における求人活動の最新の動向を十分に踏まえながら行うこと。

ア 情報紹介サイト必須構成内容

情報紹介サイトは以下の構成及び機能があることとし、詳細は受託後速やかに本市と協議・決定する。

必要な構成及び機能	説明	備考
トップページ	サイトの入口となるページ	別途、ドメインを用意すること
絞り込み検索機能	検索条件で園を絞り込める機能	(1)の情報を各要素として絞り込みを行う。トップページに機能を配置し、同一ページに検索結果表示欄を設けること
地図生成機能	絞り込み検索に応じ表示内容が変化する地図	地図APIサービス等を用い、トップページに機能を配置すること
各保育所等紹介ページ	(1)の情報を利用して作成された各保育所等の紹介ページ	絞り込み検索の結果表示欄や生成された地図からアクセスできるようにすること
情報紹介ページ	委託者が別途提示する固定コンテンツ	トップページに設けたメニューからアクセスできるようにすること
園見学予約機能	見学を希望する求職者がオンラインで見学を予約できる機能	各保育所等紹介ページからアクセスできるようにすること
情報更新者認証機能	保育事業者が情報の更新を行うために権限の認証をする機能	ID・パスワードを付与しログイン認証を行うことを想定している

イ ドメインの取得

- ・情報紹介サイトは本市のウェブサーバー外となるため、別途、ドメインを取得すること
- ・ドメインはわかりやすいものが望ましい
- ・本事業内容に類似する情報紹介サイトを、ドメインを取得して運営している場合は、当該ドメインのサブディレクトリの使用を認める

ウ 園見学予約機能

- ・特定の保育所等への見学を希望する求職者が、見学を受け付けている具体的な日時をオンラインで確認し、そのまま予約を行える予約管理システムをウェブ上に構築すること
- ・予約管理システムは、予約の確認の際や実際の見学日が近づいてきた際にリマインドをEメール等で行える仕組みを備えること。
- ・保育所等の中には紹介ページに園見学予約機能を付けることを望まない場合等もあるため、各保育所等の固有の状況にあわせ表示内容を変えられるなど、柔軟な仕様とすること。
- ・予約希望者の情報の登録や利用及び管理の詳細は委託後速やかに本市と協議・決定する。

エ 広報

- ・保育士養成施設の学生等や求職者に、各保育所等紹介ページの内容が広く周知されるようメールマガジン等の情報発信を随時行うこと。また、実際に市内保育所等への見学に結びつくよう、広報及びその他の取り組みを行うこと。

(4) オンライン就職相談会の開催

契約期間中に、求職者を対象にしたオンラインによる就職相談会を開催すること。

ア 開催回数・時期

開催回数：契約期間中に2回
時期：契約後、横浜市と協議して決定する

- イ 出展法人数
1回につき、35法人程度
- ウ オンラインの手法
参加する求職者、保育所等がパソコン、スマートフォンなどから参加できる環境を作成し、運営すること。
また、円滑な運営のため、開催日当日まで、参加者のサポートを行うこと。
- エ 開催の広報
開催にあたっては、開催日のおよそ2か月前に、就職相談会を広報するチラシを作成し、横浜市に納品すること。また、横浜市の指示により、保育士養成施設など関係機関へチラシを送付すること。
- オ 各保育所等紹介ページの活用
各保育所等紹介ページを活用して、求職者に出展する各保育所等の情報が十分に周知できるよう運営すること。
- カ その他実施方法
その他実施方法の詳細については、契約後、横浜市と協議して決定する

6 事業スケジュール（予定）

内容	日程	備考
契約の締結	令和5年4月	
サイト設計等詳細に関する協議	令和5年4月中	
開発及びサイト作成	令和5年4月～6月	
施設情報等基本データ読み込み	令和5年6月下旬	当初基本情報は委託者が提供する
サイトリリース	令和5年7月	情報更新環境・園見学予約機能含む
サイト運営	令和5年7月～委託終了まで	

7 業務進行上の注意

- (1) 当該業務は、横浜市契約規則および横浜市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 契約締結後速やかに着手し、委託業務の進行については本市に随時報告すること。
- (3) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておくこと。
- (4) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ 作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (5) 委託業務にかかる次の著作権については、委託契約約款に優先して適用されるものとする。
(委託契約約款第5条第1項関係)
各保育所等紹介ページ制作に必要なソースコード、画像データ及びスクリプト等の一切の制作物に関する著作権は受託者に帰属する。ただし、本市が提出したテキスト原稿、画像等に関する著作権は本市に帰属する。
(委託契約約款第5条第3項関係)
本市は各保育所等紹介ページの改変(本市が提出した資料に基づく部分を除く)を行う場合には、受託者と協議の上、実施するものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、本市職員と協議して定めること。

8 事業計画書及び事業報告書等の提出(データ)

- (1) 事業計画書
契約後速やかに提出すること。
- (2) 事業進捗報告
契約月の翌月以降、進捗状況を1か月ごとに報告すること。
- (3) 年度末事業実績報告
契約期間を通じた事業実績をまとめた報告書を契約期間内に提出すること

9 委託料の支払い

委託料は、契約期間満了後に提出された「業務完了報告書」を本市が検査した後に支払うものとする。

10 特記事項の順守

業務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 事業実施期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで